

裁判の迅速化に関する法律について

《裁判の迅速化》

【審理期間の目標等】

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることなどを目標とし、充実した手続の実施とこれを支える制度・体制の整備により迅速化を実現

【制度・体制の整備】

制度・体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所・検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により実施

【手続の公正・適正】

当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続の公正・適正な実施を確保



《迅速化に関する検証》

検証結果の適切な活用



検証結果を2年ごとに国民に明示するため公表



裁判の迅速化の推進に必要な事項を明らかにするための最高裁による検証

《迅速化の担い手の責務》

【国の責務】

裁判の迅速化の推進に必要な施策の策定・実施

【政府の措置】

法制上・財政上の措置等

【日本弁護士連合会の責務】

裁判の迅速化に関し、弁護士の体制の整備に努める

【裁判所の責務】

充実した手続の実施により、可能な限り裁判の迅速化の目標を実現するよう努める

【当事者等の責務】

可能な限り裁判の迅速化の目標が実現できるよう、手続上の権利は誠実に行使

